

行動訓練業務公募型プロポーザル実施要項

1. 目的

本要項は、「行動訓練業務」に係る契約の相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

- (1) 業務名 行動訓練業務
- (2) 業務内容 「行動訓練業務仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで
- (4) 業務場所 久留米市荘島町11番地1 久留米市総合幼児センター

3. 予算額

業務における年間の見積額の上限は次のとおりとし、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。

見積額の上限（年額）	7,367,000 円
令和7年度から令和9年度	22,101,000 円

4. 実施形式

公募型

5. スケジュール

令和6年	11月28日（木）	公募開始
令和6年	12月10日（火）	質問書提出締切
令和6年	12月17日（火）	質問書に対する回答
令和6年	12月27日（金）	企画提案書等の提出締切
令和7年	1月24日（金）【予定】	資格審査の結果通知
令和7年	2月5日（水）【予定】	プレゼンテーションの審査
令和7年	3月3日（月）【予定】	審査結果通知書の送付
令和7年	3月下旬	【予定】 契約締結

6. 公募条件

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、企画提案書の提出締切時点で、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

(1) 基本的事項

発達に遅れや偏りのある就学前の子どもの認知、社会性などの機能の向上を図るため、発達障害について理解し、業務内容を安全かつ安定的に実施することができる者。

(2) 参加資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- イ 久留米市から指名停止措置を受けていないこと。
- ウ 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- エ 参加申込者の所在地の区分に応じ、次に定める地方税等を完納していること。
 - ・ 久留米市内 県税、市税及び国民健康保険料（個人事業主に限る。）
 - ・ 久留米市以外の福岡県内 県税
- オ 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

7. 質疑・応答

(1) 質問方法

本プロポーザルの実施要項及び仕様書等に関する質問については、質問書（第2号様式）を電子メールに添付して、「17. 問い合わせ先」あてに送信し、着信確認の電話連絡をすること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

(2) 期限

令和6年12月10日（火）17時15分まで（必着）

(3) 回答方法

令和6年12月17日（火）までに、質問書（第2号様式）に記載したメールアドレスあてに電子メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページに掲載する。

8. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要項、仕様書及び関係法令等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。なお、ウ、エは参加申込期限から3か月以内に発行されたものに限る。

- ア 参加申込書（第1号様式） 1部
- イ 参加資格に係る申立書（第3号様式） 1部
- ウ 登記事項全部証明書（個人の場合、身分証明書） 1部

エ	納税（滞納なし）証明書 ※下記参照	1 部
オ	役員等調書及び照会承諾書（第 4 号様式）	1 部
カ	委任状（任意様式）	1 部
※代表者以外に参加手続き等の委任を行う場合		
キ	会社（団体）概要（第 5 号様式）	1 部
ク	業務実施体制（第 6 号様式）	1 部
ケ	代表者及びセラピストの業務実績（第 7 号様式）	1 部
コ	企画提案書（第 8 号様式）	<u>10 部</u> (正本 1 部 副本 9 部)
サ	価格提案書（第 9 号様式）	1 部

[納税等証明書]

所在地区分に従って法人・個人別に証明を提出。

入札等権限を委任する場合、申請者区分は、受任者の営業所の所在地で考えること。

所在地区分			税区分		納税等証明書	
			税目		法人	個人
	市外 (県外)	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税		国税に未納がない証明（納税証明書その 3 の 3）	国税に未納がない証明（納税証明書その 3 の 2）
		福岡県税	法人事業税、個人事業税		福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
	市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税		久留米市税に滞納がない証明	久留米市税及び国民健康保険料に滞納がない証明
		久留米国保	国民健康保険		—	

(例 1：市内・法人の場合、「国税等」「福岡県税」「久留米市税」の証明を提出)

(例 2：県外の営業所で申請される法人の場合、「国税等」の証明を提出)

(2) 提出期間

令和 6 年 11 月 28 日（木）午前 8 時 30 分から令和 6 年 12 月 27 日（金）正午まで（必着）。（土日祝日を除く。）

(3) 提出方法

電話にて「17. 問い合わせ先」に連絡し、持参又は郵送にて提出すること。なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、(2)に記載する提出期限内に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については、市はその責めを負わない。

(4) 提出先

「17. 問い合わせ先」に記載する担当窓口

9. 企画提案書作成の方法

(1) 様式等の形式

ア 表紙 「行動訓練業務企画提案書」と記載。

イ 様式 以下の(2) 構成の留意点<記載内容に関する留意事項>に記載されている様式を用いること。A4版縦型・長辺綴じ

ウ 文字 フォントサイズ11ポイント・横書き

エ 提出部数 10部（正1部、副9部）。副9部は団体名を除く。

オ 制限枚数 表紙を除き、20ページ以内とする。

(2) 構成の留意点

ア 提案書は、文章で簡潔に記載すること。ただし、具体性を求めているものについてはその限りではない。

イ 文章を補完するためにイメージ図又は図面等を使用して差し支えない。ただし、制限枚数の範囲に収めること。

ウ 提案書中には団体名が判別できる記載を行わないこと。

<記載内容に関する留意事項>

記載事項	内容に関する留意事項	記載様式
1. 基本方針	訓練を行う際の実施方針について記載する。	第8号様式
2. 業務遂行体制	人員配置、研修体制、担当者の経験年数について記載する。	第6号様式 第8号様式
3. 危機管理及びセキュリティ等対策	被害を最小限に抑えるための応急対応、復旧作業の手法について記載する。 個人情報適切な管理方法について記載する。 個人情報保護、コンプライアンス、危機管理対策として社内研修等の取組みを記載する。	第8号様式
4. 支援内容	個別の評価、般化を促すための個別の支援について記載する。	第8号様式

10. 審査方法

企画提案書等については、プレゼンテーションの実施後に、本プロポーザル審査委員会が審査する。なお、参加者が1者のみの場合においても、本プロポーザルは有効とする。

(1) 評価項目

提案書等の評価項目及び評価内容は下表のとおりである。

	評価項目	評価内容
1	基本方針	業務目的、訓練内容等に対する理解が的確で、提案内容に反映されているか。
2	業務遂行体制	仕様書に記載している業務を安定的に実施するための要員体制や運営方法、担当者の経験年数について示されているか。
3	危機管理及びセキュリティ等対策	災害、事故等によって業務を中断せざるを得ない状況が発生した場合の応急対応、事業継続のための手法等が示されているか。 個人情報の適切な管理方法について示されているか。 個人情報保護、コンプライアンス、危機管理対策として社内研修等の取組みを実施しているか。
4	支援内容	仕様書の内容を理解し、子どもの発達特性を的確にとらえた上での支援が示されているか。また、保護者支援が示されているか。
5	業務実績	これまでに同種・類似業務において実績があるか。その他評価できる実績があるか。
6	価格提案	提案価格に応じて配点。

(2) プレゼンテーション実施日 令和7年2月5日（水）【予定】

(3) 実施場所 企画提案書を提出した者に対して別途通知する。

(4) 提案時間 15分

(5) 質疑応答 20分

(6) 参加人数 2人以内

(7) 留意事項

ア プレゼンテーションは、パソコン等を使用せず、事前に提出した企画提案書を基に行うこと。

イ プレゼンテーションにおいて、会社名・団体名が判る口頭での説明や、紙面上での団体名の記載は行わないこと。

1.1. 候補者の選考方法

- (1) 失格者を除いた者のうち、総合点が最も高い者を契約の相手方の候補者とし、次点の候補者を次順位候補者とする。ただし、評価点の合計点が6割を上回る者が1者もない場合には、候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止するものとする。
- (2) 最高点の者が複数の場合は、企画提案及び業務実績の合計点が最も高い者を契約の相手方の候補者として選定する。

1.2. 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーションを行った全ての者に文書にて通知する。
- (2) 通知時期 令和7年3月3日（月）まで【予定】

1 3. 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

- ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合、または提出書類に不備があった場合
- ウ 実施要項で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- オ 価格提案書の金額が「3. 予算額」を超過した場合
- カ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合

1 4. 契約の締結

候補者を決定した後、企画提案書に記載された内容を反映しつつ、必要に応じて候補者と協議し当該業務の仕様書を作成し、その仕様書に基づいて見積書を徴取し、契約を締結する。なお、契約締結過程において、候補者が欠格事項に該当することが判明した場合など、契約が合意に至らなかった時は、次順位候補者と契約交渉を行う。

1 5. 情報公開及び提供

市は提出された企画提案書等について、久留米市情報公開条例（平成13年9月28日条例第24号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とする。

1 6. その他

(1) 参加辞退の場合

書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、「17. 問い合わせ先」に提出すること。

(2) 提出書類

- ア 提案書の提出は、1社につき1案とする。
- イ 提出されたすべての書類は返却しない。また、提出後の差し替え及び追加、削除は認めない。
- ウ 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- エ 本提案にかかる書類作成及び提出費用など、必要な経費は全て企画提案者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募型プロポーザルを中止することがあるが、この場合、本公募型プロポーザル方式に要し

た費用を本市に請求することはできない。

(3) 著作権等の権利

企画提案書の著作権は、当該企画提案書を作成した者に帰属するものとする。ただし、本市と契約に至った者が作成した企画提案書については、市が必要と認める場合には、市は、あらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(4) 異議申立

申請者は、本プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(5) 予算の議決

本件の契約には、令和7年度から令和9年度までのそれぞれの年度の当初予算の議決を要することから、予算の議決がない場合は契約として成立しない。

(6) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 誓約書の提出

候補者は契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登載されている者は、この限りでない。

17. 問い合わせ先

〒830-0042 久留米市荘島町1 1 番地 1

久留米市子ども未来部幼児教育研究所（担当：田中・濱口）

電話 0942-35-3812 ファクシミリ 0942-35-3886

電子メールアドレス yohken@city.kurume.lg.jp